

消費税10%で
実務が大変!

民商で 記帳・申告しっかり対策

10月から消費税が増税されました。複数税率になり納税額も増えるため、申告も納税も早めの準備が必要です。民商では消費税に負けない記帳・申告対策をしています。一人で悩まずに民商に相談を!

申告が一気に複雑化

今年分の消費税申告は3つの税率に分けて計算が必要。申告書の用紙もその分多くなります。

1~9月 旧8%	=	国税 6.30%+	地方税 1.70%
10~12月 新8%	=	国税 6.24%+	地方税 1.76%
10~12月 10%	=	国税 7.80%+	地方税 2.20%

3つの税率に注意!

申告を簡単にする特例があります。自分の商売にあった制度を選びましょう。

免税業者も無関係ではありません

請求書や領収書に8%、10%と分けて記載が必要に。免税業者であっても実務負担が増えます。

請求書		
(株)〇〇御中 2019年10月31日		
10月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
10/1	小麦粉 ※	5,400円
10/1	牛肉 ※	10,800円
10/2	キッチンペーパー	2,200円
...
合計		131,200円
10% 対象		88,000円
8% 対象		43,200円
※軽減税率対象! △△商店		

区分経理の記入例

|| 新たな記載事項

インボイス制度の導入(2023年10月)で、売上1000万円以下であっても課税業者にならないと取引から排除される事態に。

安心・納得のサポート

10%
対応

自主記帳・自主申告でしっかり対策

民商では自主計算帳やエクセルを使った計算ソフトなどを作成。それぞれに合ったやり方で記帳・申告をサポート。仲間同士で集まって学習会も開催しています。



高く払えない税金には法律の活用も

税務署の強権的な差し押さえや調査が横行しています。高く払えない税金には納税緩和制度があります。法律を活用して、営業とくらしを守りましょう。

商売交流で経営力アップ!

さまざまな業種の仲間が集まり、商売交流、経営の学習会を開催。商売に役立つ制度も学習して増税に負けない経営力を。



営業とくらしの なんでも相談ダイヤル

☎ 0120-22-0000

民商おおさか

ウェブ検索



ツイッター: @daishoren

消費税特設ページもチェック!

5%に引き下げて 景気回復!

民商は「5%へ引き下げろ! 複数税率・インボイス廃止の署名」に取り組んでいます。いっしょに増税反対の声を上げ、商売とくらしを守りましょう!



消費税対策学習会のご案内

●商売に役立つ情報いっぱい「全国商工新聞」月500円